

一般財団法人山梨陸上競技協会定款細則

(目的)

第1条 定款に基づき、本協会の組織運営に関する細部を規定する。

(評議員)

第2条 定款第12条第1項に定める評議員の構成は別表の通りとし、理事会は評議員候補者を評議員会に推薦する。

(理事)

第3条 定款第26条第1項第1号に定める理事の構成は別表の通りとし、理事会は理事候補者を評議員会に推薦する。

(監事)

第4条 定款第26条第1項第2号に定める監事は、理事会が監事候補者を評議員会に推薦する。

(評議員及び役員の年齢制限)

第5条 評議員及び監事を除く役員は、就任時において、その年齢が満75歳以下でなければならない。

(専門委員会)

第6条 定款第45条に定める専門委員会は、総務委員会、強化委員会、財務委員会、競技運営委員会、審判委員会、普及委員会、記録情報委員会、施設用器具委員会、医事委員会及び組織活性化委員会とする。

- 2 特定の目的に対処するため、理事会の決議を経て、特別委員会を設けることができる。
- 3 各委員会の委員長は、理事会の承認に基づき代表理事がこれを委嘱する。
- 4 委員会の委員は、委員長の推薦に基づき専務理事がこれを委嘱する。
- 5 委員長は、評議員会又は理事会に出席して所管事項について発言することができる。
- 6 委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(顧問及び参与)

第7条 定款第46条に定める顧問は、代表理事（会長）を歴任した者のうちから、理事会の決議を経て代表理事が任命する。

- 2 定款第46条に定める参与は、副会長又は専務理事（理事長）を歴任した者及び当協会に特段の貢献のあった功労者のうちから、理事会の決議を経て代表理事が任命する。
- 3 顧問及び参与は、代表理事及び理事会の諮問に応じる。
- 4 顧問及び参与は無報酬とする。
- 5 顧問及び参与の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第8条 定款第47条に定める事務局の組織運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

- 2 事務局長は専務理事のもとで、局務を掌理する。事務局長は評議員会、理事会、その他の会議に出席して、発言することができる。
- 3 事務局員は事務局長のもとで、所定の業務に従事する。

(付則)

この細則は平成25年4月1日から施行する。

(付則) 平成29年3月11日一部改正。

この細則は平成29年3月11日から施行する。

(付則) 令和3年6月6日一部改正。

この細則は令和3年6月6日から施行する。